平成２７年（フ）第１５８３号
北海道千歳市青葉７丁目２番７号　セブンエステートＸ号
債務者　三國　裕真
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０５号
札幌市北区篠路３条２丁目１番32号　グリーンフィールドⅢ102号
債務者　山谷　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５２号
札幌市東区北35条東６丁目２番11号　コーポ恵比寿105号
債務者　加藤　弘二
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８８号
札幌市中央区南６条西26丁目４番５―701号
債務者　泉　　章子（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７００号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　９―504
債務者　本間　義浩
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０１号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　９―504
債務者　本間ひかる
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３５号
札幌市東区北26条東７丁目１番14号　１階奥
債務者　中村　英子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市若草町５丁目７番14号　クリスタルハウスサン201
債務者　嶋村奈緒子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１８０号
北海道帯広市西18条南１丁目14番地61
債務者　松本　由子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５５５号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目23番12号　コンフォート旭ケ丘101、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘１丁目21番10号　サンヒルズ旭ケ丘201
債務者　葛西　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
仙台市青葉区八幡２丁目12番11号　光洋荘７号館302
債務者　長谷川秀樹
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１７号
宮城県岩沼市土ケ崎２丁目４番９―1105号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字西郷244番地　マイ・ショアⅢ―101
債務者　中川　正富
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２４号
仙台市青葉区上杉４丁目５番27―２号
債務者　伊藤　貞子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
仙台市青葉区東勝山１丁目25番４号　カーサ水沢202
債務者　武者　大介
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
群馬県高崎市下豊岡町乙281番地
債務者　春日井仲次
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８２号
群馬県高崎市浜尻町858番地　浜尻第３県営住宅Ｃ棟132号
債務者　平山　雄一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１００９号
埼玉県上尾市川１丁目10番地７　レオパレスＳＫリバーハイム107
債務者　橋本　優作
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係